

第10回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月27日（金）午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）
3. 出席委員 17名
4. 欠席委員 1名
5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第12号	現況証明願いについて
日程第3	議案第13号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第14号	農地法第4条の規定による許可について
日程第5	議案第15号	農地法第5条の規定による許可について
日程第6	議案第16号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第17号	農地等交換分合事業計画概要公告について
日程第8	議案第18号	平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
日程第9	議案第19号	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
日程第10	議案第20号	大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主任
7. 会議の概要

議長

ただ今から、第10回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は、17名であります。

吉田 洋一 委員が所用のため、本日の総会に出席できない旨の届出がありましたので、報告いたします。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、2番 富倉 浩之 委員、3番 片岡 文洋 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成30年3月23日の第9回総会以降の報告していない業務について報告いたします。

農業委員会業務報告

1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

番号1番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他1筆 5,998㎡

契約年月日 平成26年7月1日 解約年月日 平成30年4月10日

基盤強化法第18条による使用貸借

番号2番 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 1筆 1,456㎡

契約年月日 平成26年5月30日 解約年月日 平成30年4月10日

基盤強化法第18条による使用貸借

2. 会議関係について

(1) 4月10日(火) 平成30年度 十勝農業委員会連合会

第1回役員会

帯広市役所 会長出席

(2) 4月13日(金) 生乳生産10万トン達成祝賀会

J A大樹町 2階会議室 会長出席

(3) 4月16日(月) 現地調査 第3班

あっせん1件、転用2件

(4) 4月18日(水) 現地調査 第2班

- あっせん1件、転用2件
- (5) 4月19日(木) 現地調査 第1班
- あっせん1件、転用2件、現況証明1件
- (6) 4月20日(金) 平成30年度 十勝農業委員会連合会
通常総会
帯広市役所 会長出席
- (7) 4月20日(金) 平成30年度 第1回地区別農業委員会
会長・事務局長会議
帯広市役所 会長出席
- (8) 4月23日(月) 担い手センター全体会議
JA大樹町 会議室
会長・代理・吉田(義)・金曾・今村出席
- (9) 4月24日(火) 現地調査 第4班
転用3件
- (10) 4月25日(水) JA忠類 通常総会
忠類コミュニティーセンター 会長出席
- (11) 4月27日(金) 第47回南十勝ブラック&ホワイトショウ
大樹町家畜共進会場 会長欠席
- (12) 4月27日(金) 大樹町宇宙交流センターSORA
リニューアルオープンセレモニー
多目的航空公園 会長欠席

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第12号、現況証明願いについての件を議題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第12号、現況証明願いについて、提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます現況証明願いは1件でございます。

申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いたします。

以上で提案説明を終わります。

議長 それでは、内容について、事務局より説明を求めます。

中村主任 議案第12号、現況証明願いについて、説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 牧場 現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 951㎡

現地調査 平成30年4月19日 第1班 宮嶋 班長

この案件は、現在牧場として利用できない農地を、本現況証明で登記簿地目を牧場から農地・採草放牧地以外に変更登記する案件となります。

なお、申請地については、不動産取得税の支払い延長の対象となっており、今回の現況証明で農地・採草放牧地以外にお認めいただいた場合、申請者の不動産取得税の支払い延長の対象となっている全農地面積から申請地の面積分の不動産取得税と付随する利子税の一部が確定することになります。このことについては申請者にお伝えし、ご了承いただいていることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、番号1番について、調査班より報告を求めます。

第1班 班長 宮嶋 敏男 委員から報告願います。

4番 第1班より、ご報告申し上げます。

宮嶋委員 ただ今の案件につきまして、内容は事務局が報告したとおりです。4月19日に、第1班で現地調査を行いました。

申請地は、現在牧場として利用されておらず、今後も牧場としての利用は考えられないため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第12号、現況証明願いについての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可について、提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は3件でございます。内容は、売買による所有権移転が2件、賃貸借による貸借が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号1番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 2,833㎡

理由

譲渡人 (譲渡人) 普通財産を売払い処分するため

譲受人 永年に渡り畑として利用している土地であり、売り払いを受けるものである

譲受人の経営地の状況

自作地
所有地 361,854.00 m²
使用収益権を有する土地 372,548.00 m²
経営地合計 734,402.00 m²
労働力 4名
家畜の状況 肉牛10頭
周辺地域との関係
水利調整 該当なし
農薬の使用 農薬使用
共同防除活動 該当なし
遺伝子組換え作物 なし
作付(予定)作物 輪作
売買 113,000円 10a当り39,887円
地区担当委員 向井 良治 委員

番号2番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計3筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計69,910 m²

理由

譲渡人 譲受人の希望

譲受人 同上理由による買受

譲受人の経営地の状況

自作地

所有地 69,910.00 m²

使用収益権を有する土地 856,507.00 m²

経営地合計 926,417.00 m²

労働力 5名

家畜の状況 乳牛158頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付(予定)作物 連作

売買 12,580,000円 10a当り179,945円

地区担当委員 太田 福司 委員

番号 3 番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計 2 筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 13,242 m²

理由

貸主 借主の希望による貸付

借主 同上理由による借受

借主の経営地の状況

自作地

所有地 313,810.00 m²

使用収益権を有する土地 435,879.00 m²

経営地合計 749,689.00 m²

貸付地 15,483.00 m²

労働力 4名

家畜の状況 乳牛 168頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 減農薬

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付(予定)作物 一部連作

賃貸借 60,000円 10a 当り 4,531円

地区担当委員 穀内 和夫 委員

1番と2番は、売買による所有権移転の案件となります。

3番は、賃貸による権利の設定の案件となります。

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について地区担当委員より報告を求めます。

向井 良治 委員から報告願います。

11番
向井委員 議案第13号、1番について報告いたします。
(譲受人)が長年に渡り自身の畑として使用していた農地であり、(譲渡人)から(譲受人)へ払い下げの提案があった案件です。
申請地は譲受人の経営地に囲まれた位置にあり、周辺農地との総合的な利用に影響もないことから許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 次に、番号2番について地区担当委員より報告を求めます。
太田 福司 委員から報告願います。

5番
太田委員 議案第13号、2番について報告いたします。
譲受人の農地取得希望による売買の案件となります。
譲受人は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。また、申請地は譲受人の経営地と町道は挟んで隣接しており、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 次に、番号3番について地区担当委員より報告を求めます。
穀内 和夫 委員から報告願います。

13番
穀内委員 議案第13号、3番について報告いたします。
借主の希望による農地の賃貸案件です。
借主は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。また、申請地は借主の経営地と隣接しており、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第13号、番号1番から3番の農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第14号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第14号、農地法第4条の規定による許可について、提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は6件でございます。内容は農業用施設の建設に伴う農地転用が5件と農家住宅の建設に伴う農地転用が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第14号、農地法第4条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 12,692㎡のうち2,943㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

乾乳牛舎	1棟	所要面積	390.00㎡
------	----	------	---------

作業通路		所要面積	2,118.00㎡
------	--	------	-----------

資材置き場		所要面積	435.00㎡
-------	--	------	---------

		合計所要面積	2,943.00㎡
--	--	--------	-----------

転用基準 農業振興地域整備計画において農業用施設用地

許可理由 農地法第4条第6項の規定による転用
現地調査 平成30年4月18日 第2班 竹内 班長

番号2番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 32,369㎡のうち2,999㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

バンカーサイロ 2棟 所要面積 2,078.78㎡

エプロン 所要面積 269.56㎡

通路・作業場 所要面積 650.66㎡

合計所要面積 2,999.00㎡

転用基準 農業振興地域整備計画において農業用施設用地

許可理由 農地法第4条第6項の規定による転用

現地調査 平成30年4月18日 第2班 竹内 班長

番号3番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 1,299㎡

目的 農家住宅の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

住宅 1棟 所要面積 278.83㎡

駐車スペース 所要面積 100.00㎡

通路・作業場 所要面積 677.59㎡

庭・遊具置場 所要面積 242.58㎡

合計所要面積 1,299.00㎡

転用基準 農業振興地域整備計画から除外された第1種農地

許可理由 農地法施行規則第38条及び第39条第1項に規定する、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用

現地調査 平成30年4月19日 第1班 宮嶋 班長

本来は使用貸借契約を一度合意解約して転用手続きをしますが、農地所有者の(申請人の父)が経営移譲年金の受給者であり農業者年金基金への届け出が

必要になることから、（申請人の父）から同意書を頂き使用貸借をした状態で4条転用の手続きを行います。

1番から3番につきまして、チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000㎡以下の農業用施設及び農家住宅であることから、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は必要なく、本総会で決定されれば許可を出せる案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から2番について、調査班より調査報告を求めます。

第2班 班長 竹内 稔 委員から報告願います。

6番

議案第14号、1番の（申請人）の案件について報告いたします。

竹内委員

こちらは乾乳牛舎を建設する案件でありまして、申請者は経営規模の拡大に伴い搾乳牛を増頭する計画があり、分別飼養管理をするために専用の牛舎を増築するものです。既存施設との位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており、許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

続きまして議案第14号、2番の（申請人）の件ですが、4月18日に現地調査をいたしました。

申請者の経営規模の拡大に伴いバンカーサイロを増設するものです。既存施設との位置関係から他の代替地もなく、効率的な施設整備だと考えられ、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており、許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

次に、番号3番について、調査班より調査報告を求めます。

第1班 班長 宮嶋 敏男 委員から報告願います。

4番

第1班より報告いたします。

宮嶋委員

議案第14号、3番につきまして、（申請人）の農家住宅を建設についてですが、内容は事務局から説明があったとおりです。4月19日に申請者立会い

のもと現地調査をおこなっております。

申請地は町道と旧河川敷に挟まれた小さい土地であり、畑としては使用しにくい形状となっており、既存施設などとの位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており、許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第14号、番号1番から3番の農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、農地転用面積が3,000㎡以下の農業用施設及び農家住宅の農地転用ため、北海道農業会議に意見を聴取することを省略し、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

それでは、番号4番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

説明いたします。

番号4番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 8,278㎡のうち2,174㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

育成舎	1棟	所要面積	274.00㎡
通路・作業場		所要面積	1,168.00㎡
粗飼料保管場所		所要面積	732.00㎡
		合計所要面積	2,174.00㎡

転用基準 農業振興地域整備計画において農業用施設用地

許可理由 農地法第4条第6項の規定による転用

現地調査 平成30年4月24日 第4班 穀内 班長

本来は使用貸借契約を一度合意解約して転用手続きをしますが、農地所有者の（申請人の父）が経営移譲年金の受給者であり、農業者年金基金への届け出が必要になることから、（申請人の父）から同意書を頂き使用貸借をした状態で4条転用の手続きを行います。

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照いたします。

なお、申請面積が3,000㎡以下の農業用施設であることから、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は必要なく、本総会で決定されれば許可を出せる案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号4番の内容について、調査班より調査報告を求めます。

第4班 班長 穀内 和夫 委員から報告願います。

13番
穀内委員

議案第14号、4番について報告いたします。こちらは（申請人）からの転用申請です。4月24日に（申請人）立会いのもと、現地調査を行っております。

申請者の経営規模の拡大に伴い育成舎を建設するものです。

申請地は既存施設と山林に囲まれた形状になっており、畑として使用しにくい状況になっています。代替地もなく、効率的な施設整備だと考えられ、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており、許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第14号、番号4番の農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、農地転用面積が3,000㎡以下の農業用施設の農地転用ため、北海道農業会議に意見を聴取することを省略し、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

それでは、番号5番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

説明いたします。

番号5番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 39,486㎡のうち2,745㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

格納庫 1棟 所要面積 337.00㎡

通路・作業場 所要面積 2,408.00㎡

合計所要面積 2,745.00㎡

転用基準 農業振興地域整備計画において農業用施設用地

許可理由 農地法第4条第6項の規定による転用

現地調査 平成30年4月24日 第4班 穀内 班長

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000㎡以下の農業用施設であることから、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は必要なく、本総会で決定されれば許可を出せる案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号5番の内容について、調査班より調査報告を求めます。

第4班 班長 穀内 和夫 委員から報告願います。

13番
穀内委員

議案第14号、5番について報告いたします。（申請人）から申請のありました格納庫建設に伴う転用の案件です。4月24日に（申請人）立会いのもと現地調査を行いました。

冬季間の降雪の影響により格納庫が潰れてしまい、新たに格納庫を建設するものです。

既存施設との位置関係から代替地もなく、効率的な施設整備だと考えられ、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており、許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第14号、番号5番の農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、農地転用面積が3,000㎡以下の農業用施設の農地転用ため、北海道農業会議に意見を聴取することを省略し、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長代理

再開いたします。
それでは、番号6番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

説明いたします。

番号6番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 49,427㎡のうち1,497㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

バンカー 1棟 所要面積 1,000.00㎡

エプロン 所要面積 180.00㎡

作業スペース 所要面積 317.00㎡

合計所要面積 1,497.00㎡

転用基準 農業振興地域整備計画において農業用施設用地

許可理由 農地法第4条第6項の規定による転用

現地調査 平成30年4月24日 第4班 穀内 班長

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参
照願います。

なお、申請面積が3,000㎡以下の農業用施設であることから、北海道農
業会議常設審議委員会への意見聴取は必要なく、本総会で決定されれば許可を
出せる案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、工作
物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長代理

次に、番号6番の内容について、調査班より調査報告を求めます。
第4班 班長 穀内 和夫 委員から報告願います。

13番
穀内委員

議案第14号、6番について報告いたします。(申請人)のバンカー建設にかかる転用の案件です。4月24日に(申請人の構成員、従業員)立会いのもと現地調査を行いました。

経営規模の拡大によりバンカーサイロを増設するものです。

申請地は既存バンカーの隣にあり、効率的な施設整備だと考えられ、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており、許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長代理

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長代理

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第14号、番号6番の農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、農地転用面積が3,000㎡以下の農業用施設の農地転用ため、北海道農業会議に意見を聴取することを省略し、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長代理

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

日程第5、議案第15号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第15号、農地法第5条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は3件でございます。内容は、農業用施設の建設に伴う農地転用が3件です。

その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第15号、農地法第5条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 19,530㎡のうち2,999㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

利用権設定等の種類 使用貸借による権利の設定

計画内容

育成舎・エプロン 1棟 所要面積 1,684.89㎡

通路・作業場 所要面積 1,314.11㎡

合計所要面積 2,999.00㎡

立地基準 農業振興地域整備計画における農用地
農業用施設用地に用途変更中

許可理由 農地法第5条第2項の規定による転用

現地調査 平成30年4月16日 第3班 金丸 班長

番号2番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 30,867㎡のうち2,999㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

利用権設定等の種類 使用貸借による権利の設定

計画内容

育成舎・エプロン 1棟 所要面積 1,378.17㎡
通路・作業場 所要面積 1,620.83㎡
合計所要面積 2,999.00㎡

立地基準 農業振興地域整備計画における農用地
農業用施設用地に用途変更中

許可理由 農地法第5条第2項の規定による転用

現地調査 平成30年4月16日 第3班 金丸 班長

番号3番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 43,373㎡のうち1,456㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

利用権設定等の種類 使用貸借による権利の設定

計画内容

バンカーサイロ 1棟 所要面積 648.00㎡

エプロン 所要面積 129.60㎡

通路・作業場 所要面積 678.40㎡

合計所要面積 1,456.00㎡

立地基準 農業振興地域整備計画における農用地
農業用施設用地に用途変更中

許可理由 農地法第5条第2項の規定による転用

現地調査 平成30年4月19日 第1班 宮嶋 班長

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参
照願います。

なお、申請面積が3,000㎡以下の農業用施設であることから、北海道農
業会議常設審議委員会への意見聴取は必要なく、本総会で決定されれば許可を
出せる案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、工作
物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番から2番について、調査班より調査報告を求めます。

第3班 班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17番
金丸委員

議案第15号、1番及び2番について報告いたします。4月16日に（借主の従業員）立会いのもと、現地調査を行いました。

牛の受け入れ拡大に伴う育成舎の建設の案件です。

家畜伝染病発生時のリスクを抑えるために、受け入れ元の農家毎に牛舎を分ける必要があります、別々の農地に建設するものです。

既存施設との位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており、許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

次に、番号3番について、調査班より、調査報告を求めます。

第1班 班長 宮嶋 敏男 委員から報告願います。

4番
宮嶋委員

議案第15号、3番について第1班より報告いたします。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。4月19日に（借主の構成員）立会いのもと、現地調査を行いました。

経営規模の拡大に伴いバンカーサイロの建設する案件です。

申請地は既存のバンカーと隣接しており効率的な施設整備であり、他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており、許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第15号、番号1番から3番の農地法第5条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、農地転用面積が3,000㎡以下の農業用施設の農地転用ため北海道農業会議に意見を聴取することを省略し、許可相当とすることにご異

議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は6件でございます。内容は、新規の転貸が2件、新規の賃貸借が3件、更新の賃貸借が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上で提案説明を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

議長代理

再開いたします。

それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計69,500㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 転貸

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年5月1日 終期 平成31年4月30日 1年間

金額 10a当り6,000円 12月10日までに指定口座に振込

新規 所有者 (氏名) 地区担当委員 原口 武実 委員

番号 2 番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計 3 筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 44,763 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 転貸

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成 30 年 5 月 1 日 終期 平成 31 年 4 月 30 日 1 年間

金額 10a 当り 6,000 円 12 月 10 日までに指定口座に振込

新規 所有者 (氏名) 地区担当委員 原口 武実 委員

1 番と 2 番については、所有者から (利用権の設定をする者) への賃貸期限が平成 33 年まで残っておりますが、輪作するために一時的に転貸をする案件となります。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしていると考えます。

なお、地区担当委員は原口 委員であります。議長代理となられておりますので、隣接地区を担当している富倉 委員に調査報告をお願いしております。

以上で説明を終わります。

議長代理

次に、番号 1 番から 2 番について地区担当代理より報告を求めます。

地区担当代理 富倉 浩之 委員から報告願います。

2 番
富倉委員

議案第 16 号、1 番及び 2 番について報告いたします。内容については、事務局から説明があったとおりです。

(1 番. 所有者) および (2 番. 所有者) から (利用権の設定をする者) が借りている農地を連作回避のために転貸の申し出があったものです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長代理

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長代理

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第16号、番号1番から2番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長代理

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

それでは、番号3番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

説明いたします。

番号3番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計3筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計109,903㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年5月1日 終期 平成35年4月30日 5年間

金額 年額540,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規 地区担当委員 牧田 日出男 委員

番号4番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 14,807 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年5月1日 終期 平成35年4月30日 5年間

金額 10a当り6,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規 地区担当委員 向井 良治 委員

番号5番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 18,173 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年5月1日 終期 平成35年4月30日 5年間

金額 10a当り6,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込

新規 地区担当委員 金曾 浩文 委員

番号6番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計7筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計43,625 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年5月1日 終期 平成35年4月30日 5年間

金額 年額285,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込

更新

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えま

す。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号3番の内容について、地区担当委員 牧田 日出男 委員より調査報告を求めます。

15番
牧田委員

この案件は新規の案件で、（利用権の設定をする者）から賃貸あっせんの申出があったものです。地区農事組合を通じて地域で借受者を調整し、近隣農地の賃料を参考に年額540,000円、10a当り4,913円で（利用権の設定を受ける者）に貸し付けることで決定しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に、番号4番の内容について、地区担当委員 向井 良治 委員より調査報告を求めます。

11番
向井委員

この案件は新規の案件で、（利用権の設定をする者）から賃貸あっせんの申出があったものです。地区農事組合を通じて地域で借受者を調整し、近隣農地の賃料を参考に10a当り6,000円で隣接地を使用している（利用権の設定を受ける者）に貸し付けることで決定しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に、番号5番の内容について、地区担当委員 金曾 浩文 委員より調査報告を求めます。

16番
金曾委員

この案件は新規の案件で、（利用権の設定をする者）から賃貸あっせんの申出があったものです。地区農事組合を通じて地域で借受者を調整し、近隣農地の賃料を参考に10a当り6,000円で隣接地を使用している（利用権の設定を受ける者）に貸し付けることで決定しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

番号6番については、集積計画の更新のため地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第16号、番号3番から6番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第7、議案第17号、農用地等交換分合事業計画概要公告についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第17号 農用地等交換分合事業計画概要公告について提案説明を申し上げます。

農用地等交換分合計画概要は交換分合事業において、土地改良法に基づく手続きに必要なため、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、よろしくご審議方お願いいたします。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第17号、農用地等交換分合計画概要公告について説明いたします。

1. 交換分合を行おうとする農用地

尾田地区 450ha

2. 交換分合を行うべき目的

散在する農用地等を集団化し、土地利用の高度化及び経営の合理化を図る。

3. 交換分合を行う要領

平成30年度から平成31年度の2ヶ年で、大樹町農業委員会が事業主体となり、大樹町農地等交換分合事業推進委員会が目的達成のため、合理的な交換分合計画を樹立する。

4. 公告期間

平成30年5月1日公告から平日で5日間

こちらの公告案につきましては、4月9日に開催されました第3回推進委員会で審議していただいたものになります。参加意向調査を基にして交換分合を行う農用地面積を450haと決定しました。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第17号、農用地等交換分合事業計画概要公告についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

休憩いたします。

議長

再開いたします。

日程第8、議案第18号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第18号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について提案説明を申し上げます。

農業委員会の適正な事務実施における農水省経営局長通知に基づき、委員協議会で農政委員会に付議されましたので、農政委員会に諮り、点検・評価について策定されました。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご報告申し上げますので、その内容について、ご承認頂きますようよろしく願いいたします。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

中村主任

議案第18号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について承認を求めます。

農業委員会の事務については審議の透明化を図るため、議事録を作成しこれを縦覧に供さなければならないとされてきたほか、農業委員会の活動について広く一般に知っていただくよう活動状況をまとめ、ホームページ等で毎年6月末までに公表しなければならないこととなっております。

3月23日の農政委員会において協議していただき、お手元の資料のとおりとなりました。要点のみを説明させていただきます。

農業委員会の状況につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、目標に設定した面積に対して新たに集積された面積を合計しても目標達成とはなりませんでしたが、大樹町が策定する農業経営基盤強化の促進に関する基本構想で掲げる10年間の農地集積率95%達成に向けて活動を継続していきたい、と評価しております。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、資料のとおりとなります。

遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、昨年11月初めの農地パトロールの際に遊休農地を確認しておりまして、所有者に利用意向を確認しております。所有者の意向として、自分で耕作していく、との回答があったため、遊休農地として位置づけ、遊休農地解消に努めていくこととなりました。目標としては、遊休農地の発生防止としていたため、目標を達成することはできませんでした。

違反転用への適正な対応と農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてはお手元の資料のとおりです。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容についてですが、点検評価案を4月2日から4月13日にかけて縦覧しておりましたが、特に意見等はございませんでした。

事務の実施状況の公表等ですが、議事録と点検・評価の公表については昨年度からホームページで公表しており、今年度も随時公表していく予定です。

以上で説明終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、委員協議会で付託された農政委員会より報告願います。

農政委員長 片岡 文洋 委員より報告を求めます。

3番
片岡委員 報告いたします。
1月総会の際に農政委員会に付託された案件でありまして、3月23日に農政委員会を開催しました。事務局作成の点検・評価案をもとに内容を慎重協議いたしました。内容については事務局が説明したとおりです。農政委員会で協議した後4月2日から13日まで縦覧しましたが、意見等はありませんでした。意見等が無かったため、議案のと通りの点検・評価とすることに決定いたしました。
審議の程、よろしく申し上げます。

議長 報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第18号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、決定されました。
日程第9、議案第19号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての件を議題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長 議案第19号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について提案説明を申し上げます。
議案第18号と同様、農業委員会の適正な事務実施における農水省経営局長通知に基づき、農政委員会に付議され、策定されました。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきまして、ご報告申し上げますので、その内容についてご承認頂きますようよろしくお願いいたします。
以上で提案説明を終わります。

議長 それでは内容について、事務局より説明を求めます。

中村主任

議案第19号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明いたします。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について承認を求めます。

先の議案でご説明しました平成29年度点検・評価と同様に、策定し公表しなければならないこととされています。3月23日に開催されました農政委員会にて協議していただきました。要点のみをご説明させていただきます。

農業委員会の状況につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、大樹町が策定する農業経営基盤強化の促進に関する基本構想では10年間で集積95%を目標としております。耕地面積から目標となる95%の面積を計算し、現在の集積面積を引くと889.5haの集積が10年間に必要となります。1年間の目標として、その10分の1である89haを新規集積面積として設定しております。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、お手元の資料のとおりでございますが、目標面積につきましては、農業経営面積の下限面積であります2haを基本とし、参入目標である2経営体分の4haを目標面積として設定しております。

遊休農地に関する措置につきましては、先程の点検・評価でもお伝えしましたが、昨年11月の農地パトロールの際に、遊休農地が発生しております。今年度の目標としては、この遊休農地の解消を目標として設定しております。

違反転用への適正な対応につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、委員協議会で付託された農政委員会より報告願います。

農政委員長 片岡 文洋 委員より報告を求めます。

3番

報告いたします。

片岡委員

1月総会の際に農政委員会に付託された案件でありまして、3月23日に農政委員会を開催しました。事務局作成の活動計画案をもとに慎重協議しました。内容については事務局が説明したとおりです。農政委員会にて協議した後4月2日から13日まで縦覧しましたが、意見等はありませんでした。議案のとおり活動計画とすることに決定いたしました。

審議の程、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第19号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、決定されました。

日程第10、議案第20号、大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第20号、大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について、提案説明を申し上げます。

農業委員会に関する法律に基づき農地等の利用の最適化の推進に関する「方法」と「目標」を指針で定めることとなっており、農政委員会に付議された内容について、ご報告申し上げますので、その内容についてご承認頂きますようよろしくお願いいたします。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

中村主任

議案第20号、大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について、説明いたします。

平成30年度大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について審議を求めます。

農業委員会等に関する法律第7条によって指針を定めるよう規定されております。指針の内容につきまして、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画をもとに作成しております。

1. 農地等の利用最適化に関する推進目標

(1) 認定農業者等への農地の集積・集約化	新規集積	89ha
(2) 遊休農地の解消・発生防止	遊休農地	0ha
(3) 新規参入者の促進	新規参入	2経営体

2. 農地等の利用最適化に関する推進方法

(1) 認定農業者等への農地の集積・集約化

○非農家や規模縮小農家の所有する農地について、あっせん希望があれば、地域の農業者に集積する。

○農地等交換分合事業を積極的に推進し、地域の農業者への集積、集団化を図る。

(2) 遊休農地の解消・発生防止

○11月に農業委員及び事務局で班を編成し、農地利用状況調査を実施する。

(3) 新規参入者の促進

○担い手センターと連携し、新規就農者との繋がりを密にする。

○農地中間管理事業等を活用し、新規就農者に対して積極的に農地の集積を図る。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、委員協議会で付託された農政委員会より報告願います。

農政委員長 片岡 文洋 委員より報告を求めます。

3番

報告いたします。

片岡委員

1月総会の際に農政委員会に付託された案件でありまして、3月23日に農政委員会を開催し、指針の内容について審議を行いました。内容につきましては、先程事務局が説明したとおりです。指針の考え方については、先程議題として審議を行いました、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画を基本としておりますので、活動計画と指針とに、かい離がないことを確認いたしました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第20号、大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全て終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、5月28日、月曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

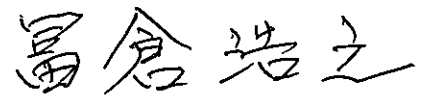
以上をもって、第10回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成30年 4月27日

会 長 

委員 (2番) 

委員 (3番) 